

令和6年度春に修士段階に入学した方へ

貸与奨学金の
新制度

「授業料後払い」制度が始まります！

- **奨学金を直接学校に振り込んで授業料に充てる**ことができ、**これとは別に生活費として奨学金を毎月受け取れる**新たな制度です。
- 授業料の支援は学校に直接振り込まれるため、支払いのためにまとまった資金を用意する負担が減少します。
- **貸与終了後、返還が必要です(無利子)**。

①授業料相当額の
貸与奨学金を
JASSOから
大学に振込



(授業料相当額①が
不足する場合は
学生からも納付)

②毎月、生活費奨学金を振込(希望者のみ)

③貸与終了後、所得に応じた月額で返還

JASSO



授業料の支援額

国公立：最大535,800円、私立：最大776,000円（年間）

生活費の支援額

月額2万円、4万円から選択（受けないことも可）

貸与終了後の
返還方法

所得に応じて返還額を決定(年収が300万円程度になるまでは2,000円)
返還者本人に子がいると、返還月額が減額
保証制度は機関保証のみ(人的保証は選択不可)
「特に優れた業績による返還免除制度」の利用可
(ただし、令和6年度春入学者は返還免除内定制度適用不可)

令和6年度から募集を開始します

対象者

令和6年度春に修士段階に入学した方のうち、
・学部等時代に修学支援新制度(機構の給付奨学金と授業料等減免による制度)を利用して、かつ、
・学部等を卒業後、就労等を伴わずに入学した方
対象になるか等、手続きの流れは在籍の大学院にご確認ください。

募集時期

令和6年9～10月頃に、学校を通じて募集します。
採用後は4月まで遡って支援され、最速で11月に振込開始します。
ただし、先に学校に納付済みの授業料相当額は支援されません。

利用検討の際の
注意点

・令和6年度春入学者向けの募集は、上記時期の1回のみです。
・「**第一種奨学金**」を利用した場合は本制度を利用できません。
※このため、予約採用で「第一種奨学金」の採用候補者になった方で同奨学金の進学届を提出した方や、令和6年春の在学採用で「第一種奨学金」に採用された方は、本制度を利用できなくなります。

第一種奨学金と「授業料後払い」制度の比較

第一種奨学金

こんな方におすすめ！

- ・授業料よりも、月々の生活費を手厚く支援してほしい方
- ・人的保証や、定額返還方式を利用したい方

「授業料後払い」制度

こんな方におすすめ！

- ・授業料を支払うためのまとまった資金を用意することが難しい方
- ・所得が低い間や将来子どもが生まれた際に、できるだけ返還月額を低くしたい方

～在学中の支援内容～

月々の振込額

50,000円
または
88,000円

年間の振込総額(例)

600,000円 ~
1,056,000円

授業料の貸与

【国・公立】
最大535,800円/年
【私立】
最大776,000円/年

生活費の貸与

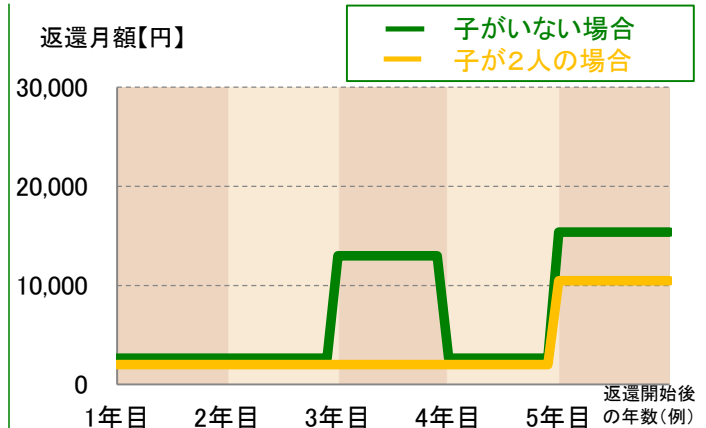
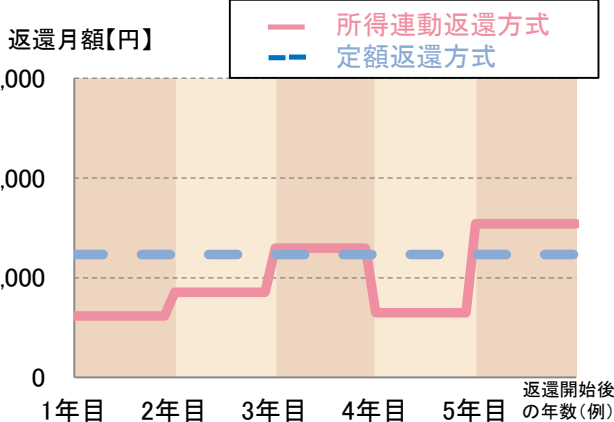
20,000円
または
40,000円

年間の振込総額(例)

【国・公立】 年間最大 1,015,800円
【私立】 年間最大 1,256,000円

- ・「授業料後払い」制度では、授業料相当額は、実際の授業料に応じた額を学校が指定します。実際の授業料や授業料減免等により、振込額がこれより少なくなることがあります。
- ・保証料相当額が差し引かれ振り込まれます。最終的に返還が必要な額はこれよりも大きくなります。

～貸与終了後の返還～



※定額返還方式の返還月額は、88,000円を2年間貸与した場合を想定

※年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定
(所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)

※「授業料後払い」制度においても、博士課程に進学した場合等には返還期限猶予(在学猶予)の利用が可能です。